

# 入院のご案内

## 1. 入院の手続き

- 入院当日は、入院予約票に記載されている時間に正面玄関の医事課「⑤入院受付」で手続きをして下さい。
- 手続き時にご持参していただくもの。
  - ① 入院申込書・身元引受書
  - ② 患者家族情報用紙
  - ③ 診察券
  - ④ 保険証等（被保険者証・公費受給者証など）
  - ⑤ 各市町村の認定証（後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証など）
  - ⑥ 印鑑
- 個人情報保護の考え方により、「入院していること」をご家族以外の方からの「照会に対して回答してほしくない希望」を尊重しますので、入院手続き時に申し出て下さい。

## 2. 入院時に必要なもの

- パジャマ（ねまき）、下着類、バスタオル、タオル、洗面用具（歯磨き用品、石けん、シャンプー、洗面器など）、ティッシュペーパー、ゴミ箱（袋）、履きやすい靴（スリッパはおやめ下さい）など。  
その他病棟（各科）により必要物品が追加される場合がありますので看護師に確認してください。
- 箸、スプーン、湯飲み茶碗、ポットなど
- 必要に応じて紙オムツ、ウエットティッシュ、普段着（自分で着脱しやすく、活動しやすいもの）、運動靴など
- 外来で処方されている薬および常備薬など。
- テレビ、電気アンカ、電気毛布、電気ポットなどの電気製品の持ち込みはご遠慮下さい。  
イヤホンは患者様にてご用意願います。（乾電池式ラジコ等は、お持ちいただいても結構ですが、聴くときにはイヤホンをご利用願います）
- 多額の現金及び指輪・ネックレス等の貴重品は、盗難防止のためお持ちにならないで下さい。なお、現金の引き出しには、キャッシュコーナー（売店）をご利用ください。
- ハサミ、刃物などの鋭利な物のお持ち込みはご遠慮下さい。

※ 以上は、入院時に必要な持ち物などですが、個々の患者様によって（入院されてから）上記以外にも追加で若干の必要なものをご用意していただく場合があります。詳しくは、入院病棟の看護師へお尋ねください。

### 3. お食事

- 食事は、病状に合わせて当院で提供いたします。診療上の理由および食中毒などの防止のため院外からの飲食物のお持ち込みはご遠慮下さい。
- 食事時間、選択食などの説明については、入院の際にお配りする「入院中のお食事」をお読みください。

### 4. 付添い

- 療養上の必要なお世話や看護は、看護職員が行っています。原則として、付添人は認めておりません。但し、病状によりご家族が付添いをご希望される場合は、ご家族に限り認める場合がありますので、病棟看護師長にご相談ください。なお、別途寝具代がかかります。

### 5. 面会

- 面会は、患者様の安静と治療の妨げにならないよう配慮しております。面会時間以外にご面会される方は、病棟看護師にお申し出ください。  
平日 … 午後 3時00分から午後 8時00分まで  
土・日曜・祝日 … 午前10時30分から午後12時00分まで  
午後 3時00分から午後 8時00分まで
- 一度に多人数の面会やお子様連れ、長時間の面会は、他の患者様のご迷惑になりますのでご遠慮ください。
- 病状により面会時間の制限および禁止もありますのでご了承ください。

### 6. 入院療養中のお願い

- 法律上の規定がある場合を除き、職員は患者様の症状等に関しては守秘義務があります。ご家族等に症状等を伏せておきたい患者様は、そのことを担当医師にお申し出ください。お申し出がない場合は、ご家族に症状等を説明することもありますので、あらかじめご承知願います。
- 飲酒、および酒類の院内持ち込みは厳禁となっております。
- 罵声、暴力など院内の秩序を乱す言動は慎んで下さい。
- 他の病室への出入りは、他の患者様のご迷惑になりますのでご遠慮下さい。
- センター内では、物品販売・政治活動・宗教の布教活動はできません。
- テレビ、ラジオ等はイヤホンをご使用下さい。
- 所定の場所（食堂等）以外での携帯電話の使用は、医療機器及びペースメーカーの誤作動招く原因となります。電源をお切りください。なお職員が使用している携帯電話（PHS）は、医療機器などの誤作動を招かない仕様となっております。
- 病棟内のご案内については、入院時のオリエンテーションでご説明いたします。
- 入院療養中において職員の指示に従わない場合及び注意事項を守らず、センターの業務に支障をきたしたり、他の患者様に迷惑をかけた場合などは、退院していただくことがあります。また、状況により警察へ連絡することもありますのでご承知ください。

## 7. カード式テレビの取り扱い

- 病室のベッドに設置されているカード式テレビは、テレビカードをご購入のうえご利用ください。
- テレビカードは、1枚1,000円です。各病棟の出入口等の自動販売機でご購入ください。
- テレビカードに残額がある場合は、外来棟1階 総合受付前外来ホールに設置してある「テレビカード精算機」で精算してください。

## 8. 退院の手続き

- 退院は、治療経過などにより主治医が決定します。退院時間は、午前9～10時です。次の入室を待っている方のために退院時間を定めていますのでご協力願います。なお、家庭の事情等により定められた退院時間に退院できない方は、病棟看護師長にご相談ください。
- 退院の際には、主治医・看護師から症状や、退院後における留意事項等の説明があります。なお、地域医療連携室が退院に関する事に携わった場合は、中病棟1階の地域医療連携室で今後の療養について併せて説明いたします。
- 病棟で渡された「入院費概算書」は総合受付にお出してください。しばらくしてから隣の会計窓口でお呼びいたしますので、入院費用をお支払ください。  
また、退院時には、再度、保険証を確認させていただきますので、必ずご持参くださるようお願いいたします。
- 保険会社等の診断書等の作成依頼は、総合受付で手続きを行ってください。

## 9. 入院費用

- 入院の診療費は、健康保険法等の規定により算定し、請求いたします。但し、健康保険法の適用外となる特別室利用料、診断書料などは当センターが定めた料金となります。
- 入院医療の必要性が低い患者様の入院期間が180日を超えて入院された場合は、健康保険法の規定により当院の定めた入院料をお支払いいただくことがあります。詳しくは総合受付でお尋ねください。
- 入院費用は退院時請求と定期請求でご請求させていただきます。退院時請求は退院する際にお支払いいただき、定期請求は、月末締め毎月1回のお支払いとなっております。  
**月を繰り越して入院されている方の前月分の請求書は、10日頃に病棟にお届けいたします。**但し、前月分の請求書が届く前に退院される方は、退院時に前月分と当月分を、併せてお支払いいただくこととなります。
- 入院費用のお支払場所は、会計窓口、時間外受付、金融機関（銀行、信用金庫など）となっております。なお、入院費用のお支払い方法につきましては、各種クレジットカードも取扱っております。
- 領収書は所得税の医療費控除の証明書や、高額療養費給付制度の申請などに必要となりますので、大切に保管して下さい。なお、領収書の紛失にかかる証明書の発行には手数料が必要となります。

○入院中に当センターの「歯科」に受診された方の費用はその都度お支払いいただくこと  
になりますので、あらかじめご承知願います。(歯科入院の方を除く)

○入院期間中に姓名・住所・連絡先の電話番号・保険証・公費受給者証・その他医療費に  
関する資格に変更があった場合は、速やかに医事課受付までお申し出下さい。

○入院費用について、ご不明な点がありましたら、お支払の前に総合受付までお尋ね下  
さい。

## 10. 特別室のお願い

○患者様方からのご要望に応じるため、一般病室よりさらに療養環境を充実させた個室の  
特別室をご用意させて頂いております。この特別室にはテレビ・エアコン・電話・ソフ  
ァー・ユニットバス等を備え患者様が安心して療養生活が過ごせるよう配慮してありま  
す。なお、特別室ご利用の場合は、診療費以外に特別室利用料をご負担いただくこと  
になりますので、あらかじめご了承ください。また、利用料金は、部屋の大きさ設備によ  
り異なっております。(特別室利用料金表等のご案内参照)

ご利用をご希望される方は、それぞれの病棟看護師長までお申し出てください。

特別室利用料金表（平成 27 年 4 月 1 日現在）

病棟名	利用料金 (1日につき)	部屋名	主な室内設備
中2病棟	¥3,240	206	テレビ（有料）、洗面設備、エアコン(共通)
	¥4,320	208・210	テレビ（有料）、洗面設備、エアコン(共通)、トイレ、シャ ワー
	¥10,800	211	テレビ・DVD（無料）、洗面設備、エアコン（共通）、ト イレ、バス、冷蔵庫、電話、クローゼット、応接いす
中3病棟	¥3,240	306・307・308・ 309・313	テレビ（有料）、洗面設備、エアコン(共通)
	¥4,320	310・312	テレビ（有料）、洗面設備、エアコン(共通)、トイレ、シャ ワー
	¥10,800	315	テレビ・DVD（無料）、洗面設備、エアコン（共通）、ト イレ、バス、冷蔵庫、電話、クローゼット、応接いす
中4病棟	¥3,240	406・407	テレビ（有料）、洗面設備、エアコン(共通)
	¥4,320	408・410	テレビ（有料）、洗面設備、エアコン(共通)、トイレ、シャ ワー
	¥10,800	411	テレビ・DVD（無料）、洗面設備、エアコン（共通）、ト イレ、バス、冷蔵庫、電話、クローゼット、応接いす
中5病棟	¥3,240	502・503・505・ 506・507	テレビ（有料）、洗面設備、エアコン(共通)

	¥4,320	509	テレビ（有料）、洗面設備、エアコン(共通)、トイレ、シャワー
	¥10,800	510	テレビ・DVD（無料）、洗面設備、エアコン（共通）、トイレ、バス、冷蔵庫、電話、クローゼット、応接いす
中6病棟	¥3,240	607・608・609	テレビ（有料）、洗面設備、エアコン(共通)
	¥4,320	610・612	テレビ（有料）、洗面設備、エアコン(共通)、トイレ、シャワー（ユニットタイプ）
	¥10,800	613・622・623	テレビ・DVD（無料）、洗面設備、エアコン(共通)、トイレ、バス、冷蔵庫、電話、クローゼット、応接いす
南1病棟	¥3,240	109・110	テレビ（有料）、洗面設備、エアコン(共通)
	¥5,400	113・115・116・117・119・120	テレビ（無料）、洗面設備、エアコン(共通)、トイレ、冷蔵庫、電話、クローゼット、応接いす
	¥12,960	121・122	テレビ・DVD（無料）、洗面設備、エアコン、トイレ、バス、冷蔵庫、流し台、電子コンロ、電話、クローゼット、応接セット
南3病棟	¥5,400	301・302・303・305	テレビ（無料）、洗面設備、エアコン(共通)、トイレ、冷蔵庫、電話、クローゼット、応接いす
	¥12,960	306・307・308・309	テレビ・DVD（無料）、洗面設備、エアコン、トイレ、バス、冷蔵庫、流し台、電子コンロ、電話、クローゼット、応接セット
西病棟	¥2,160	820・821・822・823・825 (全て4床室)	テレビ（有料）、洗面設備、エアコン、トイレ、クローゼット（共通）
	¥12,960	800・801・802・803・805・806・807・808・810・811	テレビ（無料）、洗面設備、エアコン、トイレ、冷蔵庫、電話、クローゼット、応接セット

※ 入室日、退室日の時間にかかわらず一日分としてお支払いいただきます。  
ユニットバスなどのお湯は、午前7時から午後7時まで使用できます。

## 1 1. 診断書等交付依頼の手続き

○患者様方からのご依頼のあった保険会社・介護保険等の診断書・意見書・証明書等の手続きは、総合受付となっております。詳しいことは総合受付でお尋ねください。ただし、入院中の患者様は、入院費と併せてご請求させていただきます。なお、診断書作成には、2週間程度の日数を要しますが、医師の学会出席・出張などにより2週間を超えることもありますので予めご了承願います。また郵送での受取りをご希望の方は、郵送料の郵



便切手、返送先を記入した封筒をご用意ください。郵送方法は普通郵便、書留郵便どちらでもかまいません。封筒は総合受付に備えてあります。

## 1 2. 医療相談

### ○地域医療連携室（中病棟1階）

当センターに通院されている患者様、患者ご家族様及び入院されて治療、療養中の患者様、患者ご家族様、また、これからセンターにかかりたいとご希望される方々がお安心して治療に専念できるよう、治療や療養の妨げになる生活上の不安、心配（心理的・社会的・経済的）、退院後の療養、治療等、解決への援助を専門のソーシャルワーカー及び看護師がご相談に応じています。プライバシーには十分配慮しておりますので、お気軽にお訪ねください。

## 1 3. 医療安全管理

- 患者様が安心して治療に専念できるように医療安全管理のための指針が定めてあります。この指針を、患者様・患者ご家族様がいつでも閲覧できるように総合受付に備えてありますので、閲覧を希望する方は、総合受付でお申し出てください。
- 医療安全管理のことで、受け持ちの医師や看護師に言えなくて困っている患者様のための相談窓口を医事課及び医療安全管理室に設けております。苦情相談の秘密保護及び相談により患者様及びご親族の方が不利益を受けないよう適切な配慮を行っておりますので、安心してご相談ください。

## 1 4. 診療情報提供（カルテ開示）

- 患者様等から診療記録の開示を求められた場合には、当センター「診療情報提供規程」の申請手続きにより診療記録の開示を行っております。開示を希望する患者様等は、総合受付でお申し出ください。なお、診療記録の開示には、情報公開法の定めにより手数料が必要となります。
- 診療情報の提供に関することで、患者様等からの苦情、相談に応じるための相談窓口を医事課に設けております。

## 1 5. お薬について

- 入院される際には、お薬を正しく服用していただくために、外来で処方されているお薬およびその内容が記録されている「お薬手帳」、また他院で処方されているお薬やご自宅で常備薬として服用されているお薬がございましたら、ご持参いただきますようご協力をお願いいたします。  
ちなみに、「お薬手帳」とは外来受診により発行される院外処方箋のお薬を調剤薬局で調剤していただいた際に、調剤の記録が書かれているものです。ご本人やご家族が調剤薬局で受け取り、所持できるものです。わからない場合にはかかりつけの薬局名を医師、看護師等にご連絡ください。なお、お薬についてご質問、ご不明点などがございましたら薬剤師にご相談ください。

## 16. 災害に備えて

- 入院時に必ず非常用通路、避難場所を確認してください。（避難経路は各病室に掲示してあります。）
- 地震、火災などの災害発生時には、職員の指示に従って行動してください。

## その他

- 駐車場のご利用について  
入院中は、当センター内駐車場のご利用はご遠慮ください。ただし、入院及び退院時は除きます。なお、入院中に当センター内駐車場を利用せざる得ない場合は、総合受付又は病棟看護師にご相談ください。
- 敷地内の全面禁煙について  
当センターは「敷地内全面禁煙」となっております。ご理解とご協力をお願いします。
- 謝礼について  
職員への謝礼は固くお断りしております。なお、センターの診療、研究等へのご芳志のお申し出は、センター規定に従い承ります。職員にお伝えください。

## 17. 院内施設のご案内

- 売 店（GREEN LEAVES MALL）
  - ・場 所 中病棟 1 階（FAX使用可能）
  - ・営業時間 月曜～金曜 … 午前7時30分から午後7時00分まで  
土・日曜・祝日 … 午前9時00分から午後5時00分まで
  - ・休 業 日 年末年始
- 食 堂
  - ・場 所 食堂（南病棟手前）
  - ・営業時間 月曜～金曜 … 午前11時00分から午後1時30分まで
  - ・休 業 日 土・日曜・祝日、年末年始
- 喫茶店（カフェ コア）
  - ・場 所 中病棟 1 階
  - ・営業時間 月曜～金曜 … 午前7時30分から午後5時00分まで  
土曜・祝日 … 午前9時00分から午後2時00分まで
  - ・休 業 日 日曜、年末年始
- 理髪店（休業中）
  
- ATM（現金自動預払い機：タウンネットワークサービス）
  - ・場 所 売店内
  - ・営業時間 月曜～金曜 … 午前7時30分から午後7時00分まで  
土・日曜・祝日 … 午前9時00分から午後5時00分まで
  - ・休 業 日 年末年始

- ・取扱金融機関 \*銀行、信用金庫、農協などのカードもご利用できますが、手数料が必要となります。詳しくはATM 近くのATM 利用のご案内をご覧ください。

○コインランドリー

- ・場 所 中病棟 1 階
- ・営業時間 午前7時00分から午後9時30分まで

○飲料自動販売機

- ・場 所 外来棟 1 階

○公衆電話

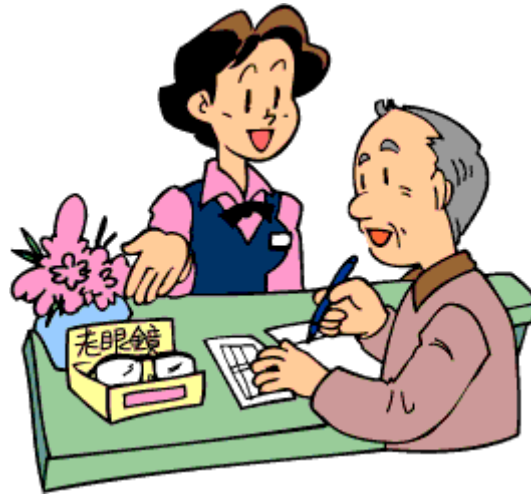
- ・場 所 各病棟及び玄関（風除室）、高齢者総合受付前

○テレビカード販売機

- ・場 所 各病棟入口

○テレビカード精算機

- ・場 所 1 階医事課前の外来ホール





## 個人情報の保護に関するお知らせ

当センターでは、患者様に安心して医療を受けていただくために、安全な医療をご提供するとともに、患者様の個人情報の取り扱いにも、万全の体制で取り組んでいます。

### 1. 個人情報の利用目的について

当センターでは、患者様の個人情報を次ページ記載の目的で利用させていただくことがございます。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて患者様からの同意をいただくこととしておりますのでご安心ください。

### 2. 名札の掲示について

当センターにおきましては、事故防止・安全確保の観点から病棟内での名札の掲示を行っております。

ご都合により病室における氏名の掲示を望まない場合には、病棟看護師長までお申し出下さい。

### 3. 電話あるいは面会者からの問い合わせについて

当センターにおきましては、患者サービスの観点から、電話あるいは面会者からの入院等の問い合わせに際しては、差支えない範囲でご案内いたしております。

ご都合により、案内を望まない場合には、窓口又は病棟看護師長までお申し出ください。

手続きの詳細のほか、ご不明な点につきましては医事課窓口までお気軽にお尋ねください。

## 個人情報の利用目的について

個人情報につきましては、以下の目的のために利用させていただくことがあります。

### 【患者様への医療の提供に必要な利用目的】

（当センター内部での利用）

- ① 患者様に医療サービスを提供するため
- ② 患者様に提供した医療サービスに関する医療保険事務を行うため
- ③ 患者様に関係する入退院等の病棟管理、会計・経理、医療事故等の報告、医療サービスの向上のため

（院外への情報提供を伴う利用）

- ① 他の医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等）との連携のため
- ② 他の医療機関等からの紹介への回答のため
- ③ 患者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求めるため
- ④ 検体検査業務の委託その他の業務委託のため



- ⑤ 患者様のご家族等への病状説明のため
- ⑥ 審査支払機関へのレセプト提出の為
- ⑦ 審査支払機関または保険者からの照会への回答のため
- ⑧ 事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知のため
- ⑨ 医療賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体、損害保険会社等への相談又は届出等を行う場合

【その他の利用目的】

（当センター内部での利用）

- ① 医療サービスや業務の維持・改善のため
- ② 学生の実習への協力、医療従事者の教育研修及び認定資格申請のため
- ③ 症例研究、臨床研究のため

（院外への情報提供を伴う利用）

- ① 外部監査機関への情報提供のため

（学会・医学雑誌等への発表・報告）

特定の患者様・利用者様・関係者様の症例や事例の学会、研究会、学会雑誌等の報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化いたします。匿名化が困難な場合については、ご本人の同意を得ます。

もしこれらの中で、利用することに同意できないものがありましたら、その旨を窓口までお知らせください。お知らせがない場合は、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。なお、今後同意できないと思われた場合は、その時点で医事課窓口又は病棟看護師長までお知らせいただければ変更・撤回等をさせていただきます。

## 特別室利用料金表等のご案内

### ○特別室利用料金表

特別室利用料金表をご覧ください。

- ・利用料金は、一日当たりの消費税を含んだ料金です。なお、利用料金は、入室日、退去日の時間にかかわらず一日分としてお支払いいただきます。
- ・ユニットバス等お湯の使用可能時間は、午前7時～午後7時迄となります。

### ○文書料金表（抜粋）

文 書 名	金 額
普通・健康診断書	2,160 円
生命保険診断書	5,400 円
生命保険入退院証明書	5,400 円
自賠償保険診断書	5,400 円
自賠償保険明細書	5,400 円
自賠償保険入院証明書	5,400 円
国民・厚生年金診断書	3,780 円
入退院・通院証明書	2,484 円
医療費支払証明書（1ヵ月分）	1,620 円
おむつ使用証明書	1,620 円

・金額には消費税額が含まれております。

### ○1ヵ月当たり入院費

#### ① 70歳未満の方

国学療養費限度額認定証の申請を行い、その認定証を病院の窓口に提出することにより、自己負担限度額のみを支払で済みます。

#### 1. 高額療養費限度額認定証の申請先

- I. 国民健康保険 → 市町村役場（保険料の滞納のある世帯では交付されない。）
- II. 全国健康保険協会 → 全国健康保険協会の愛知県支部
- III. 上記以外の社会保険 → 健康保険組合（この制度がない場合があるので保険者に確認が必要です。）

○申請によって交付された認定証には、所得区分項目にア～オの5種類のカタカナが記されており、自己負担限度額がわかるようになっています。



## 2. 自己負担限度額

所得区分（高額療養費該当月が直近1年以内に1～3回以内の被保険者）

ア	イ	ウ	エ	オ
(医療費-842,000円) ×1%	(医療費-558,000円) ×1%	(医療費-267,000円) ×1%		
252,600円	167,400円	80,100円	57,600円	35,400円

		多数回該当		
140,100円	93,000円	44,400円	44,400円	24,600円

所得が901万円を超える 又は 標準報酬月額が83万円以上	所得が600万円を超え901万円以下 又は 標準報酬月額が53～79万円	所得が210万円を超え600万円以下 又は 標準報酬月額が28～50万円	所得が210万円以下 又は 標準報酬月額が26万円以下	低所得者 （市区町村民税の非課税者等）国保のみ。さらに入院時の食事標準負担額が減額されることがあります。
-------------------------------------	--	--	-----------------------------------	---

- 多数回該当とは直近1年間における4回目以降の定額自己負担額をいいます。
- 自己負担額には、食事療養費、保険外負担分（差額ベッド代など）は含んでおりません。

※不明な点につきましては、受付にて確認をお願い致します。

### ② 70歳以上の方

区 分	自己負担限度額	多数回該当
一定以上所得者の方	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,400円
一般の方	44,400円	
低所得者の方	II 24,600円	
低所得者の方	I 15,000円	

- 多数回該当とは直近1年間における4回目以降の定額自己負担額をいいます。
- 自己負担額には、食事療養費、保険外負担分（差額ベッド代など）は含んでおりません。

※70歳以上75歳未満の方は一部負担割合の引き上げの凍結による経過措置のため、年齢により負担額が異なる場合があります。

③ 食事療養費

入院中の食事代は平成 28 年 3 月までは 260 円でしたが平成 28 年 4 月以降は以下のとおりとなります。ただし、住民税非課税世帯の方や、指定難病、小児慢性特定疾患の患者の方などの負担額は据え置かれます。

区分		～平成 28 年 3 月	平成 28 年 4 月～	平成 30 年 4 月～
I	一般の方	1 食につき 260 円	➡ 1 食につき 360 円	➡ 1 食につき 460 円
II	住民税非課税の世帯 に属する方（Ⅲを除く）	1 食につき 210 円		
	Ⅱのうち過去 1 年間の 入院日数が 90 日 を超えている場合	1 食につき 160 円		
III	Ⅱのうち、所得が一定の 基準に満たない方など	1 食につき 100 円		

※Ⅱ、Ⅲに該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて総合受付①入院受付に提示してください。負担額上表中の金額に減額又は据え置かれます。

④ 高額療養費委任払いなど

国民健康保険では、高額療養費委任払い制度のある市町村があります。  
また、協会けんぽ加入者等も医療費を一定額に抑える制度があります。  
これらは、医療費の請求・受け取りを、病院に代行してもらう方法です。  
この制度を利用することで、患者様からの病院への支払は、自己負担限度額までとなります。申請の手続きは各保険者にて受け付けております。詳しくは総合受付にてお問い合わせください。